

明石市労連ニュース

第 323 号

11 年 11 月 29 日

発行 明石市
労働組合連合会

市長は公約を守れ

仕事に専念できる給与を

11月14日から取り組んだ「給与のさらなる適正化について」の当局要請に対し再考を求める「署名」行動と「職場からの意見」

に対して多くの組合員から率直な意見が寄せられています。「署名」については11月29日、市長宛に提出します。

さて、「職員からの意見」にもあるように、市長の公約でも初登庁後の訓示でも、「職員を守る」とのことでした。さらに職員向け公約

では、「職員が不安を抱えずに仕事に専念できる給与を、私は約束します」との記載もありました。泉市長は、半年もたたないうちに公約を破るのでしょうか。

任期付職員等も引き下げ

今回の「地域手当引き下げ」は、手当支給対象となつて「任期付職員」「再任用職員」にも影響がでま

す。臨時職員から任期付(短時間)職員に切り替わった時に下がった年収が、さらに引き下がります。最近課題となつて「ワーキングプア」を自治体が増やしているのでしょうか。

19%も減少した給与

今年の人事院勧告では、近年の給与改定の状況について次のように述べられています。

「平成11年に年間給与が減少に転じて以降、平成19年を除き年間給与の減少又は据置が続いている。」

平成10年と平成22年の給与を40歳の国家公務員のモデル例(配偶者・子2人)で比較してみると、その年間給与は、地方機関勤務の係長で約19%減少している(人事院勧告から一部抜粋)

この間には給与制度改革で平均4・9%(国家公務員)の引下げもありました。過去に賃金カットで協力

私たちの市でも国と同様の賃金改定が行われており、同様に賃金は減少しています。デフレが大きな問題となつていく時代にさらに賃金を下げようとする事自体理解できません。

さらに、市労連は苦渋の決断の末、2007年から2年間に限定して5%から2%の「賃金カット」に協力してきました。3年もたないうちにこのような地域手当削減という「賃金カット」提案は過去の経緯を無視するようなものです。まして今回の「地域手当7%の要請」は「賃金カット2・7%」を永遠に行うようなもので到底認められません。

私たちの生活と健全な労使関係を脅かす
不合理な「賃金合理化要請」に反対しよう！

☆地域手当支給率10%堅持！！

☆特殊勤務手当は手当本来の趣旨を踏まえた十分な協議を！！

☆初任給基準、昇格制度、給料表構造等は、真摯な協議を！！

あなたの声をお聞かせください

●市長選のビラ(職員の4つの約束)の中に、「公約の市長給与3割カットは、政治家としての自らの決意を示すものであって、職員についてはむしろやる気の出る方向での検討が必要だと思っています」とありますが、この「約束」はなんだったのでしょうか。

地域手当を下げる＝全職員の給料を一律カットすることは職員のやる気をなくす方向にしかならないと思うのですが。安易な公務員パッシングにのりかからない方が市長になってよかったと思っていたのに、非常に残念です。(都市整備部)

●新聞報道では、県内1位、全国5位ということだけが強調されている。国の地域手当支給率を3%と仮定した場合であつて、官署指定で国も10%もらっているのだから、悪意のある発表である。

市長は5月の訓示で給料は下げないと言われていたのでその言葉を信じていたが、裏切られたような気がする。職員からの信頼を失ってしまった。(福祉部)

●労使間協議が不十分な中で報道がされてしまいビックリしました。7%の根拠が不明です。入庁して18年目ですが、収入がどんどん下がり、子育てが不安です。公務員がこんな状況では、社会全体の不安定さが改善される訳がありません。

任期付職員についても、臨時職員からの減額から更なる給与減となり、親や配偶者と同居していかなければ生活できるはずのない手取り額です。ベテランの優秀な任期付さんが辞めてしまう恐れが強いです。職員を大切にせず、良い市政の運営は無理です。(職員の意見から抜粋)

備えあれば
うれいなし。



自治労連